

# 第8回和光市農業委員会総会会議録

和光市農業委員会

## 第 8 回 和 光 市 農 業 委 員 会 総 会 日 程

平成 2 7 年 2 月 2 5 日（水曜日）午前 9 時 3 0 分開会

日程第 1 開 会

日程第 2 開 議

日程第 3 議事録署名委員の指名 5 番 山田春雄委員 7 番 齋藤定男委員

日程第 4 提出議案 議案第 1 号 農地法第 4 条許可申請承認について

議案第 2 - 1 号 農地法第 5 条許可申請承認について

議案第 2 - 2 号 農地法第 5 条許可申請承認について

議案第 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請承認について

日程第 5 協議事項 ① 3 月の農業委員会総会の日程について

② 農地台帳点検等実施規程の策定について

③ その他

日程第 6 諸報告 ① 会長専決

② その他

日程第 7 閉 会 午前 1 1 時 2 0 分

出席委員（10名）

1番	柴崎幸夫君	2番	畑中昭二君
3番	山田利久君	4番	吉田武司君
5番	山田春雄君	7番	齋藤定男君
8番	田中明君	9番	萩原正弘君
10番	富澤貢一君	11番	石田秀樹君

---

欠席委員（1名）

6番 加山和義君

---

開会 午前 9時30分

---

◎開会

◎開議

○事務局長（川辺） おはようございます。

本日は、加山委員から欠席の連絡が入っております。第8回農業委員会総会になります。よろしく申し上げます。

○柴崎会長 おはようございます。

先日は県外研修ということで、皆様にご参加いただきまして、誠にありがとうございました。大分環境とか、こちらと違うんですが、皆様の少しでも参考になっていただければと思っております。

それでは、第8回和光市農業委員会総会を開催いたします。

---

◎議事録署名委員の指名

○柴崎議長 まず、議事録署名委員ですが、5番、山田春雄委員、7番、齋藤定男委員にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

---

◎提出議案

議案第1号 農地法第4条許可申請承認について

○柴崎議長 では、議案に移りたいと思います。

議案第1号 農地法第4条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）

○柴崎議長 補足説明をお願いいたします。

○事務局（高橋） それでは、議案第1号の農地法第4条許可申請承認について補足説明をさせていただきます。

本案件は、市街化調整区域内の農地を自己所有のまま自己資金で農地以外のものに転用するための申請です。

まず申請の経緯についてご説明いたします。

申請者のAさんは、現在、地方公務員であり、農作業をすることが困難です。今回申請さ

れた下新倉六丁目\*\*\*番につきましては、平成22年2月26日より5年間の期間を設けて利用権設定がされておりました。そのような折に、申請地の目の前の下新倉六丁目\*\*\*の土地を使用中の株式会社Bが、現在使用中の土地が手狭になったことを理由に、近隣で駐車場を捜していることを聞き及び、Aさんの自己資金で駐車場を造成し、株式会社Bに一括貸しすることで賃貸借契約の合意に至ったことから、貸駐車場を目的として転用の申請が出されました。

続いて、申請地の利用計画について説明いたします。

申請地は東側を開口部に、幅10メートルの出入口を設けます。場内全体は掘削を行った上、15センチの厚さで砕石を敷きます。周囲については、北側と南側隣地境界は、傾斜に合わせて道路側からブロック4段積み、3段積み、2段積みを併用し、西側隣地境界には、コンクリート擁壁を設置予定です。路盤は砕石を均等に敷き、その後、転圧します。出入り口付近については20センチの厚さで砕石を敷き、土間コンクリートで仕上げます。

申請地の使用予定業者である株式会社Bは貨物自動車運送、建築工事等を主体業務とし、本店所在地は、埼玉県和光市白子三丁目\*\*\*番\*\*号の\*\*号室となります。株式会社Bは、現在、下新倉\*\*\*の駐車場を利用しておりますが、手狭となったため、現在の駐車場の目の前にある申請地を一括で借りて、トレーラーダンプ4台、コンクリートミキサー車3台、重機1台、3トンダンプ1台、普通車2台を収容予定です。

続きまして、許可要件との整合性ですが、申請目的実現の可能性については、まず他法令との調整は必要ございません。また計画の資金調達については、工事見積書、資金調達計画書、残高証明書が提出されており、内容を確認しております。

計画面積の妥当性ですが、計画に示された配置により予定台数の収容が可能であることから妥当と判断できます。

周辺農地についてですが、北が農地に隣接しておりますが、ブロックの設置により砂利等の飛散を防除する予定です。

計画から発生する被害防除についてですが、誓約書において計画どおりの運用を確約しており、影響はない見通しです。

隣地所有者の同意につきましては、北側隣地所有者のC様より転用計画どおり利用することと照明等に注意して利用することを条件に同意を得ております。

農地の区分についてですが、農地法施行規則第45条「駅やバスターミナル、都道府県庁、市役所や支所がおおむね500メートルにある地区」に該当し、転用可能な第2種農地と判断

できます。

補足説明は以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

参考人を呼んでおりますが、参考人に入っていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 それでは参考人を呼びたいと思います。よろしくお願いします。

(参考人入室)

○柴崎議長 ご紹介いたします。

申請者、Aさんの代理人といたしまして、株式会社DのEさんに来ていただきました。

Eさん、どうも本日はお忙しいところ、ありがとうございます。

○参考人(E) よろしく申し上げます。

○柴崎議長 和光市農業委員会では、転用として議案に上がったものに関しましては、参考人の方に来ていただきまして説明をしていただくようになっておりますので、よろしくお願いいたします。またその後、質問があると思いますので、その対応もお願いいたします。

それではまず、説明をお願いいたします。

○参考人(E) おはようございます。

株式会社D和光支店のEと申します。よろしくお願いいたします。今回、申請人のA様の代理人ということで担当させていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

今回、A様のご所有の土地に関しまして、賃借人の株式会社Bという会社が使用している和光市下新倉六丁目\*\*\*の土地が手狭になり、近隣で探しているという話がありました。

平成22年2月26日に、農用地利用集積計画書により本土地を賃貸し、本年27年2月25日に存続期間終了を迎えます。利用権の設定を受けていただいておりますF様とは終期に合意解約の話がまとまっておりまして、先日、農業委員会に提出をさせていただいております。現在、A様に関しましては地方公務員ということで、畑に作物をつくるのが非常に難しく、今後の利用方法を検討中というところで、目の前のBさんのほうは駐車場が不足しているということで賃貸借契約に合意をいたしました。

借りる方、Bとしても、現在使用している土地の目の前ということで管理上問題はなく、盗難、いたずらなどの心配もないということで、今回、農地転用の申請をすることになりました。

今の内容が理由書に書かせていただいている内容になります。

あと、工事に関しましてですが、基本的に周りにブロック塀を設置することになりまして、2段から3段、隣地に影響がない程度でブロックを積むという予定で進めております。一番奥ですが、水路がございまして、その部分に関しましては擁壁を一部やる予定としております。入り口部分につきましては、砂利が道路に出ないようにということで、このコンクリートを一部敷きまして、砂利の流出を防ぐということでの工事を予定しております。

あと、隣地に関しましてですが、向かって左側に関しましては、もう現在、駐車場になっておりまして、W様という方が所有しております駐車場で、こちらは特に影響はないかと思っております。向かって右側、C様という方が所有しています、こちらは畑でして、これはご本人から聞いた話ですけれども、現在、これも同じくF様が土地を借りて農地をやる契約をしているんですが、2月に契約が切れまして、その後もほかの方が借りていただけないかということで農業委員会と相談しているという話を聞いております。そういうことで、こちらは農地を続けられることとなりますので、こちらに影響がないように工事、利用をしていく予定でございまして、借りる方がその後に鋼板等を設置せずに、隣に影響のないようにやるということで隣地の方も同意をいただいて進める予定でおります。

以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

それでは、委員から質問を受けていただきたいと思います。

質問のある方お願いいたします。

吉田委員。

○吉田委員 この株式会社Bなんですけれども、前回許可を受けた際の誓約書があると思うんですけれども、それには違反をしているということはないですか。

○柴崎議長 Eさん。

○参考人（E） 基本的には前回の誓約書も確認しておりますが、申請どおり利用はしております。1つ、農業委員会の事務局からお話をいただいております、入り口のところに、今、プレハブを置いております。それを撤去するようということで農業委員会の事務局から言われてございまして、今月中に撤去してくれということで私のほうからお願いをしている最中です。あとそれ以外に、砂利を奥に置いているんですけれども、この砂利に関しましては、以前5条の転用許可を受けてございまして、今後も砂利は置く予定でございまして、

以上です。

○柴崎議長 吉田委員。

- 吉田委員 プレハブを置いていることが違法だということはわかっているわけですよね。
- 柴崎議長 Eさん。
- 参考人（E） ご本人もわかっておりますし、私どもも今回言われたときに注意はして、今月中に撤去をお願いしますという話をしております。
- 柴崎議長 吉田委員。
- 吉田委員 そのプレハブを移動して、またこの申請が通ったら置くということは絶対にあり得ないのかお伺いします。
- 柴崎議長 Eさん。
- 参考人（E） 基本的には、今このプレハブを移動できる土地、市街化の土地なり、問題のない土地を探しているということで話を私は聞いておまして、その後についても置かないでくれと、戻すようなことがないようにということでお願いをしております。
- 柴崎議長 吉田委員。
- 吉田委員 プレハブのほかにトイレとかは置いていませんよね。
- 柴崎議長 Eさん。
- 参考人（E） 私が確認した中では置いてなかったと思います。
- 柴崎議長 ほかに質問のある方は。  
石田委員。
- 石田委員 計画図を見ると、車がいっぱいに入っているようですが、出入りについて、奥の車を出すときに、手前の車はやっぱり道端の方へ出して出入りということになるんでしょうか。
- 柴崎議長 Eさん。
- 参考人（E） ご指摘の点に関しましては、あそこも道路がそんなに広くないので、道路上に置けば周りの方にも影響がありますので、目の前を今使っている状態なので、そこに一時的に止めて出し入れをするように計画していると聞いています。
- 柴崎議長 畑中委員。
- 畑中委員 当然、ここは農地ということなんですけれども、防犯上やむを得ない最低限の照明とかつける予定はあるんでしょうか。
- 柴崎議長 Eさん。
- 参考人（E） この農地転用完了後、すぐにつける予定はないんですが、照明器具はいずれつけたいという話はございます。これは隣地のC様が畑をやるということなので、あと、道



路を挟んだところにも畑がありますので、その畑に影響がない方向で照明を向けてつけるということでお話をいただいています。

○柴崎議長 ほかに質問がある方。よろしいですか。

吉田委員。

○吉田委員 ということは、電気の照明はいずれはつけるということで考えられているということですね。

○柴崎議長 Eさん。

○参考人（E） つける予定でおりますが、ちょっと時期が未定だということと、盗難だとか、その心配が特になければ、つけずにいく可能性もあります。

○柴崎議長 吉田委員、よろしいですか。

○吉田委員 はい。

○柴崎議長 ほかによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○柴崎議長 それでは、本日はどうもありがとうございました。

（参考人退室）

○柴崎議長 それでは、皆さんから意見、ご質問等を伺います。

吉田委員。

○吉田委員 今、前に農地転用で誓約書を出されていて、違反をしてプレハブを設置して、まだ今撤去していない、その状態で上程してきた。それについてはどうなんでしょうか。

○柴崎議長 事務局。

○事務局（渡辺） 本来でありましたら違反状態を解消した上で申請することが当然の流れですけれども、撤去について確実に実施するとのお話と、時間的な制限がある中でのご相談でありましたので、撤去をしていただいた上で手続を進めていくような形になります。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 今回これで皆さん、賛成されたとして、そのプレハブがちゃんと移動できなかった場合、撤去できなかった場合は、どうされるんでしょうか。

○事務局（渡辺） 当然に申請者に対しまして改善の指導を継続的に行うというような形で対応させていただきたいと考えております。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 これはもし皆さんで賛成が出た場合、その撤去を確認できてから申請をおろすと

いうことはできますか。

○柴崎議長 事務局。

○事務局（渡辺） 今回の申請に当たりましては、2月中に撤去するというものでは上がっております。市からの意見書の経緯の申請者の対応では、当然2月中ということになりますので、その期限内に撤去されれば、当然に進達は行いたいと思いますけれども、撤去されない場合につきましても、県とも協議をしながら、その対応について検討させていただきたいと考えております。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 違法でやっているところがもう一回、申請をしてきて、それで違法とわかっていて、また次の申請を許可するというのは、どんなものなのかなというふうに思うんですけれども、やっぱりそれはちゃんと改善してから申請してもらおうよというふうにやらないと、どんどんあの辺の地域は荒れていっちゃうかなというふうに思っているんですよね。やった者勝ちで終わったというふうになるといけないと思うんですけれども、その辺ははっきりしていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○柴崎議長 事務局。

○事務局（渡辺） 今回の申請につきましても4条申請ということになりまして、申請者は地権者の方ということになります。利用者につきましても違反状態があるところなんですけれども申請者自身に違反行為がなければ条件は満たすということになってしまいます。ただ現状で調整できないことがあるということにつきましても、望ましい状態ではございませんので、受付の段階で改善の指導を行ってございまして、それは適切に実行されるようにお話をさせていただきたいと思っております。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 何か歯切れの悪い答弁で納得いかないんですけれども、それはいいような拡大解釈で答弁されているのかなというふうに思っているんですけれども、もう少しその辺、しっかりとした、ルールがあるんですから、ちゃんとしたことをやっていただければなというふうに思います。

あと、今回のことについては、ちゃんとプレハブを撤去を確認してから申請なりというか、許可をおろすなり、許可が出てからも、ちゃんとこれは最後まで農業委員会として許可をおろして、終わってから、まだプレハブがあるようだったら、継続してそのプレハブが撤去できるまでやっていただきたいと思うんですけれども、いつも農業委員会の手が離れると、許

可が終わったので、農業委員会から何も言えないですよというふうになると思うんですよ。そうすると、許可した側で最後まで面倒見ないと、途中で農業委員会の許可がここまでで終わったので、ここからは、もう違うところの管轄なので何も言えないですよというのは、許可をおろした側の責任があるのかなと思うんですけれども、その辺はちゃんとやっていただけるでしょうか。

○柴崎議長 事務局。

○事務局（渡辺） 申請の段階での精査につきましては、事務局でも確認内容を高めまして対応するように考えております。今回のプレハブ撤去につきましても、すぐに実行されるように指導は行ってまいります。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 それではそういうことでよろしく願いいたします。

あともう一つなんですけれども、トレーラーダンプが4台となっているんですよ。この敷地の入り口の幅が狭いのかなというふうに思うんですけれども、あそこのところは白、赤ポールなどが並んでいると思うんですけれども、あのポールは駐車場を借りたから、ポールを外すということは、たしか道路関係でできないと思うんですけれども、その辺は、これは外せないものですよというのは指導しているのでしょうか。

○柴崎議長 事務局。

○事務局（青木） そちらは、まだこれからの指導ということになりまして、特に申請者には伝えていないです。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 原則として外せないということになっているので、それを外されたらいけないと思うんですけれども、その辺はちゃんと指導していただきたいと思います。それはお願いします。

○事務局（青木） はい、わかりました。

○柴崎議長 吉田委員、よろしいですか。

○吉田委員 はい。

○柴崎議長 ほかに質問のある方。

それでは、暫時休憩とします。

（休憩）

○柴崎議長 休憩を閉じます。

建物とか、その辺の管理を事務局で対応をお願いいたします。2月中にですね、お願いいたします。

○柴崎議長 それでは、採決に移りたいと思います。

この議案について、許可相当ということで賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

---

### 議案第2-1号 農地法第5条許可申請承認について

○柴崎議長 それでは、次に移ります。

議案第2-1号 農地法第5条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いいたします。

○事務局(高橋) 続きまして、議案第2-1号 農地法第5条許可申請承認についての補足説明をさせていただきます。

本案件は、市街化調整区域内の農地を賃借人の自己資金で、農地以外のものに転用するための申請です。

まず、申請の経緯について説明いたします。

賃借人である株式会社Gは、現在、美女木六丁目の土地を借り入れて駐車場として使用していますが、レンタカーの需要が多くなったため増車を予定しており、建設機械配送用の大型トラック2台の駐車場も必要となったため、美女木で借り入れている駐車場を明け渡し、申請地を駐車場として新たに移設するべく、賃借人の資金で造成し使用することで合意し申請に至っております。

続いて、申請地の利用計画について説明いたします。

申請地は、北側を開口部として幅13メートルの出入り口を設けます。場内全体は掘削を行った上、10センチの厚さで砕石を敷き、アスファルト舗装で仕上げます。周囲については、農地と隣接する東側隣地境界にはブロック2段積みと2メートルの万能鋼板で囲い、西側と南側隣地境界についてはブロック3段積みとフェンスで囲います。

株式会社Gは、総合リース業を主たる業務としており、本件所在地は戸田市美女木六丁目

\*番\*\*号となります。株式会社Gは、現在、美女木六丁目の土地を借り入れて駐車場として使用していますが、このほか申請地の南東に隣接する土地を現在駐車場として利用しております。レンタカーの需要が多くなったため新たに増車をし、4トンダンプ15台、ライトバン10台、大型配送車2台、2トンダンプ20台を収容予定です。

続きまして、許可要件との整合性ですが、申請目的実現の可能性については、まず他法令との調整は必要ございません。また、計画の資金調達については、工事見積書、資金調達計画書、残高証明書が提出されており、内容を確認しております。

計画面積の妥当性ですが、現在使用している戸田市の駐車場の面積が約460平米で、計26台を収容していますが、増車し、計47台を収容予定であること、及びテナントの近接している駐車場を使用している利便性を考慮した上で敷地面積を拡張し、約766平米を確保したことから妥当と判断できます。

周辺農地についてですが、東側のみ隣接しておりますが、ブロック2段積みと万能鋼板で囲う予定です。

計画から発生する被害防除についてですが、誓約書において計画どおりの利用を確約しており、影響はない見通しです。隣地農地所有者の同意につきましては、東側隣地所有者のSさんとTさんより、ともに同意を得ています。

農地の区分についてですが、農地法施行規則第44条第2号「街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えていること」に該当し、転用可能な第3種農地と判断できます。

補足説明は以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

この議案も参考人を呼んでおります。参考人に入ってくださいよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 それでは、参考人に入ってください。お願いします。

(参考人入室)

○柴崎議長 ご紹介いたします。

議案第2-1号の参考人といたしまして、GのHさん、それからGさんとIさんの代理人といたしましてJのKさん、もう一人の方はどなたですか。

○参考人(H) Gの総務部総務課の者です。

○柴崎議長 そうですか。

和光市農業委員会では、転用の案件が出ますと、関係者の方々に出席していただきまして

説明をしていただき、それから質問に答えていただくようになっておりますので、よろしく  
お願いいたします。

それから、発言は指名いたしますので、指名されてから発言するようにお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

○参考人（K） このたびGさんがこの申請地を借りるについての理由としては、今、美女木  
のほうに1カ所お借りしているところがありまして、そこは業績が良好でありまして、それ  
からまたリース業をしておりまして、台数が増えるということで、あわせまして、ここでそ  
この土地を返還しなければならないということもありまして、今回、申請地を新しくお借り  
するというので申請したものでございます。

○柴崎議長 よろしいですか、ありがとうございます。

それでは、質問のほうに移りたいと思います。

質問のある方、挙手をお願いいたします。

吉田委員。

○吉田委員 今日はお忙しいところありがとうございます。

質問があるんですけれども、まず隣に隣接しているリースの機械の会社がありますけれど  
も、あれとは別の会社なんでしょうか。

○柴崎議長 Kさん。

○参考人（K） それについては別と聞いております。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 まるっきり別の会社ということでよろしいんですか。

○参考人（K） そうです。

（「隣の隣ですよね」の声あり）

○参考人（K） 申し訳ありません、今、同じ会社ということで聞きました。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 今、代理人の方は申請者が同じ会社ということは知らなかったのでしょうか。

○柴崎議長 Kさん。

○参考人（K） そのことについてはお聞きしておりませんでした。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 この申請地が、もし許可になった場合、そこと一体として考えることになるん  
でしょうか。

○柴崎議長 Hさん。

○参考人(H) そちらの方は、今、フェンスができておりまして、申請させていただいたところについては駐車場だけということで、一応そのフェンスは取り外さないということの計画でございます。そこに車両だけの駐車場として使用するということです。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 ということは、いずれ今、誓約書も出していただいているんですけども、計画に沿った取り扱いをするということで、ということは、許可がおりた後も、その誓約書に沿って活用されていくと思うんですけども、フェンスは取り外さないで、そこはもう別の駐車場として使用されるということによろしいですか。

○柴崎議長 Hさん。

○参考人(H) 今の計画では、そういう計画ですけども、将来的に、何年後かというふうになると、ちょっとわかりませんが。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 その何年後かというのは、どういうことでしょうか。

○柴崎議長 Hさん。

○参考人(H) 今の計画では、美女木にある車両を一時とにかく動かしたいということで、こちらのほうをお借りしようということでお願いしたんですけども。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 私が申請者としたら、多分そういう使い勝手の悪いことは考えないと思うんです。今回、こういう隣接している駐車場があるので、その隣のたまたま美女木のほうを返さなきゃいけない。需要がふえたからこっちを借りたいということは、一緒にもうちょっとフェンスがなくなれば使い勝手がすごくよくなるわけじゃないですか。多分、今の申請の仕方よりも10倍も使い勝手がよくなると思うんですよ。この申請の仕方を、どうしてこういうふうにしたのかなというのが疑問なんですけれども、それについてはどうなんですか。

○柴崎議長 Hさん。

○参考人(H) とりあえず今、お借りするところの場所をまずお借りするというのが前提でして、将来的に、今使用しているところの利用の方法が、今後どういうふうに拡張できるかどうかによっては変わっていくといいますか、とりあえず今のところは、そこに舗装をして車の駐車をとにかく置きたいというふうに考えているんです。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 隣接する土地が今使っている駐車場、誓約書をちゃんと出していただいているんですけども、その誓約書に沿った使い方をされていて、違法は1つもしていませんよね。

○柴崎議長 Hさん。

○参考人（H） 今、使用しているものについては、誓約書どおりの使用方法でやっております。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 今現在、そのところにプレハブ、またトイレ、そのようなものは置かれていないですか。

○柴崎議長 Hさん。

○参考人（H） 社員の休憩所のプレハブと、トイレ、これは設置しております。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 前回の申請のときに、プレハブ、トイレは置けないということをお伝えしてあるんですけども、それはどうなっていますか。

○柴崎議長 Kさん。

○参考人（K） 前回の申請は平成24年ということでしょうか。24年の申請のところは適正に使用しております。それはうちのほうで確認しております。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 でも今、実際にプレハブとトイレは置かれているということですね。

○柴崎議長 Hさん。

○参考人（H） 前回の申請のところには全く置いてございません。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 隣接している今使っているところの駐車場に、プレハブ、トイレは置かれていないですよ、再度聞きます。

○柴崎議長 Hさん。

○参考人（H） 前回の申請地でしょうか。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 今、実際にこの申請地の隣にも使っている駐車場があるじゃないですか。その中にプレハブ、トイレは置かれているのか置かれていないのか聞いているんですけども。

○柴崎議長 Hさん。

○参考人（H） 隣接のところには、プレハブとトイレは置いてございます。これはその前で



すね、前から使用している場所なんです。

○吉田委員 はい、わかりました。

○柴崎議長 ほかに意見のある方は。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは他に意見はないようですので、本日はどうもありがとうございました。

(参考人退室)

○柴崎議長 それでは暫時休憩とします。

(休憩)

○柴崎議長 休憩を閉じます。

吉田委員。

○吉田委員 今回の申請人の説明に対して、もう少し補足してほしいんですけども。

○柴崎議長 事務局。

○事務局(高橋) 先ほど事務局から説明いたしましたとおり、今回の申請地の南東に当たる土地の新倉三丁目の\*\*\*\*番、\*\*\*\*番、\*\*\*\*番、\*\*\*\*番、\*\*\*\*番、それから\*\*\*\*番の\*と\*\*\*\*番の\*につきましては、平成24年3月12日に5条許可の申請がされまして、こちらのほうはGが賃借人となる形で申請されておりました、それとは別に、先ほどお話に上がりました今回の申請地の南西に隣接する土地、\*\*\*\*の\*、\*\*\*\*の\*、\*\*\*\*の\*、\*\*\*\*の\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*、それから\*\*\*\*の\*、\*\*\*\*の\*、\*\*\*\*の\*、こちらにつきましては、平成20年6月10日に4条許可の申請がされておりました、実際、駐車場という形でこちら許可もされているんですけども、代理人の方に、こちらがGが利用されているものでないかを確認したところ、違うという話でありまして、実際、4条許可の案件であったので、誰が借りているというのは、こちらで確認をとっておけばよかったんですけども、ちょっと古い分だったので、書類が手元にはなかった状況でしたので、誰がその当時借りるということで許可申請がされているというところまでは、ちょっと確認はとっていなかった状況でした。申し訳ありませんでした。

○吉田委員 あそこを見に行けば、すぐに分かると思います。H何とかと書いてあるし、前の駐車場だってH何とかと書いてあるから、今回だから、その隣の隣を借りているというふうに申請してくればわかるけれども、美女木の話を持ってきて、こういうふうに申請するということは、今のさっきの流れでよくわかったと思うんですけども、明らかにこの中にプレハ

ブとかトイレとか置いてあるんでしょうけれども、違法だというのがわかっているから、こういう申請の仕方をしたのかなというふうに僕は捉えているんですけども。

これは今度5条だから許可できないですよ。

○柴崎議長 これはまずいですね、これは許可できません。

(「休憩しますか」の声あり)

○柴崎議長 それでは暫時休憩とします。

(休憩)

○柴崎議長 休憩を閉じます。

事務局。

○事務局(渡辺) 当該案件につきまして、まず事実の誤認があった可能性がありまして、この点について改めて代理人、申請者に確認をさせていただきたいと思えます。仮に違法行為の場合ですと、他法令違反ということになりますので許可ができないという形になりますので、それを確認した上での判断が必要だと思えます。本来的ではないのですが、継続審議というような形をとらせていただければと思えますので、この点についてご協議いただければと思えます。

○柴崎議長 ありがとうございます。

事務局、継続ということですが、そういうことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 それでは継続ということで処理をお願いいたします。

---

#### 議案第2-2号 農地法第5条許可申請承認について

○柴崎議長 では、次の議案に移ります。

議案第2-2号 農地法第5条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局(高橋) 続きまして、議案第2-2号 農地法第5条許可申請承認について補足説明をさせていただきます。

本案件は、市街化調整区域内の農地を譲受人の自己資金で、農地以外のものに転用するための申請です。

まず、申請の経緯について説明いたします。

譲受人であるLは、現在、使用している駐車場が、新河岸川の河川改修により多くは利用できなくなる状況です。近隣で代替地を探していたところ、譲渡人がその状況を聞き及び、社会的役割や重要性に鑑み、譲受人の意向に即して譲渡を承諾したため、譲渡人との間で申請地を譲り受ける旨の合意に達したことから、譲受人の資金で造成し使用することで合意し、申請に至っております。

続いて、申請地の利用計画について説明いたします。

申請地は、南側を開口部として幅21.9メートルの出入り口を設けます。場内全体は掘削を行った上、15センチの厚さで碎石を敷き、アスファルト舗装で仕上げます。周囲については、北側、東側、西側隣地境界にそれぞれブロック4段積みと5段積みを用い、ネットフェンスで囲います。

Lは、福祉サービスを主たる業務としており、本件所在地は、和光市新倉\*\*番\*号となります。Lは、現在、北側部分を駐車場として使用していますが、埼玉県の新河岸川河川改修事業に伴い、代替地として申請地を使用し、所有する軽自動車2台、普通自動車3台、ワンボックス車2台、マイクロバス車1台のほか、来客用の駐車場として使用予定です。

続きまして、許可要件との整合性ですが、申請目的実現の可能性については、まず他法令との調整は必要ございません。また、計画の資金調達については、工事見積書、資金調達計画書、残高証明書が提出されており、内容を確認しております。

計画面積の妥当性ですが、現在使用している駐車場の面積が約820平米ですが、利便性も考慮した上で約1,060平米を確保したことから妥当と判断できます。

周辺農地についてですが、西側のみ隣接しておりますが、ブロック4段積み、5段積みとメッシュフェンスで囲う予定です。用排水や公衆衛生等、他の地域への影響についてですが、駐車場として使用予定のため、東側水路について公衆衛生等に与える影響は少ないと判断されます。

計画から発生する被害防除についてですが、誓約書において計画どおりの利用を確約しており影響はない見通しです。隣地所有者の同意につきましては、西側隣地所有者であるMさんより同意を得ております。

農地の区分についてですが、農地法施行規則第11条第2号「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当し、第1種農地と判断できますが、農地法施行規則第35条第5号の「既存の施設の拡張」に該当し、不許可の例外に当たると判断できます。

補足説明は以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

この議案も参考人の方に来ていただいております。参考人の方に入っていただきたいと思  
います。

(参考人入室)

○柴崎議長 ご紹介いたします。

Lの理事のNさん、それからOさん、それからPのQさん、本日はどうもお忙しいところ、  
和光市農業委員会に参考人としてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

和光市農業委員会では、転用の議案が出た場合、関係の方に来ていただきまして、説明並び  
に質問に答えていただくようになっておりますので、ご協力のほどよろしくお願ひします。

それではまず、説明のほうをお願いいたします。

それではQさん、お願いします。

○参考人(Q) L、これは新倉八丁目にあるんですけども、そちらの今現在、既存の駐車  
場、これが新河岸川の河川改修にかかりましてほとんどなくなるということになっていま  
す。そういう意味で、現在使っている駐車場がなくなりますと、従業員とか、それからお客様が  
大変困るということございまして、近隣にそのかわりになるようなところを探しておりま  
したところ、Rさんの農地が近くにあるということで、Rさんのほうをお願いいたしました  
ところ、ご好意によって、いいですよということで、Lの社会的な使命に鑑みまして協力す  
るということになった次第でございます。

○柴崎議長 ありがとうございます。

それでは、質問の方に移りたいと思います。

質問のある方、挙手をお願いいたします。

吉田委員。

○吉田委員 今日は参考人として、お忙しいところありがとうございます。

今回の計画、農地がなくなるのは残念なんですけれども、計画どおりに進めていただきま  
すようお願いいたします。

○柴崎議長 ほかに質問ある方。

石田委員。

○石田委員 計画を見ると、駐車場は周り、一回りフェンスで囲うんですが、出入り口はかな  
り駐車場に止めてから遠いと思うんですけども、ほかに出入り口をつける予定とかはあり

ますか。

○柴崎議長 Nさん。

○参考人(N) できましたら、水路のところに人が通れる場所を通路としてお願いできればというふうに思っています。といいますのは、お客様といいますか、利用者の家族の方もそうなんですけれども、実は夜勤がございまして、8時前後に職員が出入りするということで、そうしますと、どうしても暗い中、女性の職員が多いので、できれば許可をいただいて、水路の上に人が通れるようなものをつくっていきたいということでお願いはしていきたいと思えます。

以上です。

○石田委員 わかりました。

○柴崎議長 ほかに質問ある方。よろしいですか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 1点だけ、この建物の敷地ですか、ここは自分で持っていらっしゃるんですか、それとも賃貸なんですか。

○参考人(N) 土地そのものは和光市役所といいますか、和光市で持っていて、建物も和光市で建てています。現在のメインになっています施設は市の建物でございまして、それで、その隣に建っている他の施設につきましては、土地は市の土地で、建物はLで建設しています。

○柴崎議長 今度、駐車場はLで購入するということですか。

○参考人(N) 基本的には、市のほうからそういう駐車スペースは確保まで用意していただけないということで、どうしてもとめる場所がないということで、Lで購入することとしております。

以上です。

○柴崎議長 わかりました。ありがとうございます。

ほかに質問、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○柴崎議長 じゃ、本日はどうもありがとうございました。

(参考人退室)

○柴崎議長 ご意見、ご質疑はよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 それでは、採決に移りたいと思えます。

この議案は、許可相当ということで賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

---

### 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請承認について

○柴崎議長 続きまして、議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請承認についてを上程します。

事務局より説明をお願いします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局(高橋) 続きまして、議案第3号の補足説明をいたします。

本案件は、相続税の納税猶予を受けるに当たって、申請者である相続人の方が納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。租税特別措置法第70条の6第1項に規定されている要件としまして、1点目として、被相続人が死亡の日まで農業経営を行っていたこと、2点目として、相続人が被相続人から相続により取得したもののついて相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められることとなっております。

本案件は、相続人、Uさんからの申請となります。被相続人のVさんは、昭和5年2月2日に出生し、平成26年6月15日に84歳でお亡くなりになられています。生前の年間従事日数については、練馬区の8.1調査で、平成25年度が240日となっております。

相続人のUさんはVさんの奥様で、現在81歳、年間農業従事日数は平成25年度、26年度、いずれも200日となっております。

今回申請された農地は1筆で市街化区域内にあり、生産緑地の指定を受けております。こちらにつきましては、2月24日に山田春雄委員と現地を確認してまいりました。この後写真をお回ししますので、ご確認いただければと思います。

補足説明は以上です。

(写真回覧)

○柴崎議長 ありがとうございます。

ただいま写真を回しますので、お待ちください。

(写真回覧)

○柴崎議長 山田委員、現地調査の結果はどうだったでしょうか。

○山田(春)委員 現地に行って見てきたんですけれども、耕作をしております、別に問題はございません。

○柴崎議長 ありがとうございます。

この議案に、質問、ご意見等あったらお願いします。

(「なし」の声あり)

○柴崎議長 よろしいでしょうか。

では、採決に移りたいと思います。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

---

### ◎協議事項

#### ①3月の農業委員会総会の日程について

○柴崎議長 続きまして、協議事項に移ります。

3月の農業委員会総会の日程について、事務局より説明お願いいたします。

○事務局(青木) 協議事項①、3月の農業委員会総会の日程についてでございますが、事務局案としまして、23日月曜日と25日水曜日のいずれも午後になりますが、第2委員会室を押しさえてあります。日程調整のほど、よろしくお願いいたします。

○柴崎議長 23日と25日なんですけれども、午後ということなんです、どうでしょうか。

(発言する者あり)

○柴崎議長 では、25日の昼からということでもいいですね、それでお願いいたします。

---

#### ②農地台帳点検等実施規程の策定について

○柴崎議長 続いて2番、農地台帳点検等実施規程の策定について、事務局より説明お願いいたします。

○事務局(青木) 協議事項②農地台帳点検等実施規程の策定についてでございます。

こちらにつきましては、配付資料の農地台帳点検等実施規程(案)についてご協議いただ

くものです。

まず、この実施規程策定についての経緯をご説明いたします。

改正農地法によりまして、農業委員会は平成27年4月1日より市街化調整区域内にある農地につきまして、農業委員会が1筆ごとに農地台帳及び地図を作成し、インターネットや農業委員会の窓口で公表することになりました。インターネットでの公表というのは、一般国民や事業者が、インターネットへアクセスしたときに、農地の中心点にピンが表示され、農地の位置情報を特定できることと、農地情報として農地の所在・地番・地目・面積、賃借権等の種類・存続期間、耕作者ごとの整理番号、遊休農地の措置の実施状況、貸付に関する所有者の意向、農振法・都市計画法等の区分区域、中間管理機構が借りている農地かどうかを閲覧できることとなります。

もう一方の農業委員会での窓口での公表というのは、インターネットで閲覧できる内容に、農地の所有者の氏名・名称及び賃借人等の氏名・名称、耕作者の氏名・名称を加えたものを紙面で閲覧できることとなります。

また、提供希望者には、公表する事項の一部を、農地台帳記録事項要約書という書面を窓口で交付を受けられることとなります。こちらにつきましては、いずれも1筆につき200円の手数料を徴収する予定となっております。

これらの公表に関する一連の事務につきましては、本日、お配りしました「農地台帳における公表事務のガイドライン」に沿って進めているところでございます。今回配付しました農地台帳点検等実施規程につきましては、農業委員会が整理する農地台帳の情報を適正に更新して、業務を円滑に処理することなどを目的とし、公表等に関するルール作りをしている内容となります。

当該規程（案）につきましては、全国農業会議から示されたひな形を参考にして作成しており、この内容についてご協議いただきたいと存じます。本日の配付資料でございますが、この場での判断が難しいかと存じますので、ご一読いただきまして、修正のご意見等がございましたら、3月13日の金曜日までに事務局にご連絡いただければと存じます。

説明は以上でございます。

○柴崎議長 ありがとうございます。

農地台帳点検等実施規程ですが、これは調整区域だけなんですか。

○事務局（青木） そうです。

○柴崎議長 生産緑地とか、そういうのは入らないんですか。



○事務局（青木） 入らないです。対象は調整区域の農地となります。

○柴崎議長 調整区域のみで、耕作者などの情報は分かるそうです。とりあえず読んでいただいて、また、ご意見があったら、13日までに事務局にご連絡いただければと思います。よろしく願いいたします。

---

### ③その他

○柴崎議長 次、お願いします。

その他。

○事務局（青木） ③その他はございません。

---

### ◎諸報告

#### ①会長専決

○柴崎議長 では、諸報告に移ります。

まず、会長専決、事務局よりお願いいたします。

○事務局（青木） 諸報告①の会長専決、今月の会長専決に関しましては、4条の届出が1件、5条の届出が4件となっております。ただいま写真をお回しいたしますので、ご確認いただければと思います。

以上です。

（写真回覧）

○柴崎議長 ただいま説明がありました。

写真が回りましたら、ご質問等あったらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○柴崎議長 では、会長専決は以上といたします。

---

#### ②その他

○柴崎議長 続きまして、その他、事務局お願いいたします。

○事務局（青木） 諸報告②その他ですけれども、先日の朝霞地区農業委員会連絡協議会委員研修会及び懇親会会計報告を、こちらにお配りしましたので、後ほどご覧いただければと思います。

○柴崎議長 ありがとうございます。

会計報告は見ていただきたいと思います。

その他、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

---

### ◎閉会

○柴崎議長 それでは、閉めたいと思います。

本日は貴重なご意見、ありがとうございます。いただいたご意見を、これからの農業委員会に反映していければと思います。

それでは、本日の総会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

閉会 午前11時20分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成27年6月26日

和光市農業委員会議長 柴崎 幸夫

署名委員 齋藤 定男

署名委員 山田 春雄